

令和5年4月21日

一般社団法人広島県医師会長様
一般社団法人広島県病院協会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
新型コロナウイルス感染症対策担当

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
公費請求の取り扱いについて（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進については、平素から格段の御協力を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。

さてこのことについて、令和5年3月17日付け（令和5年4月11日最終改正）で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び令和5年3月20日付けで同省健康局結核感染症課長、同省保険局医療課長より別紙写しのとおり事務連絡により、5類移行に伴う公費請求の取り扱いについて示されました。

については、本県において、新型コロナウイルス感染症患者の診療等（検査・外来治療・入院治療）に係る公費請求について別紙のとおり取り扱うこととしますので、適切な対応をお願いするよう貴会会員への周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関、診療・検査医療機関へは別に通知しています。

＜5類移行後の公費支援の基本的な考え方＞

期間	検査	治療（外来）	治療（入院）
5月8日～	終了	一部支援の継続	一部支援の継続

担当 感染症対策グループ
電話 082-513-3079（ダイヤルイン）
（担当者 西名）